

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月5日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年12月25日から平成21年1月14日まで縦覧に供する。

平成20年12月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 阿弥陀池地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 東中村1地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 東中村2地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 大道地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 豆塚下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井新設事業） 十三塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 残水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業） 宮ノ下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 醍醐坊地区	〃